

主

に於ては、

●通商茂業省告示第五百二號

昭和三十三年十二月二十日

一 品種ごとの総調整数量は、次のとおりとする

通商産業大臣 高碕達之助

二 指定品目ごとの総特別調整数量は、次のとおりとする

三 品種ごとの基準生産数量は、次のとおりとする

農林大臣 三浦 一雄

第一条第一号中「五寸」を「十五センチメートル」に改める。

第五條第一号中「三分目」を「ふるい目の開きが九ミリメートル」に改める。

◎農林省告示第千五十九號

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十五条第二項において準用する第十一條第一項の規定に基き、馬馬鈴しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の二部を次のように改正し、昭和三十四年一月一日から施行する。

昭和三十三年十二月二十日
農林大臣 三浦 一雄

第六條第一項第二号中「五寸」を「十センチメートル」に改める。

二年十二月二十日

農林大臣 三浦 一雄

●農林省告示第六十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
昭和三十三年十二月二十日
三重県上野市西山字谷山二九一の一二一、字深山二二五六の二三 所在の森林

指定目的 土砂流出防備
申請者 三重県知事

●通商産業省告示第五百号
電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定に基づき、旧電気用品取締規則（昭和十年逓信省令第百三十九号）第二条の規定の例により、次のように電気用品の製造を免許する。
昭和三十三年十二月二十日
氏名または名称 主たる営業所の所在地
電氣用品の種類 製造免許番号

日本通信産業株式会社 東京都中央区日本橋堀留町 小型変圧器 第三四三〇号

●通商産業省告示第五百一号
電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定に基づき、旧電気用品取締規則（昭和十年逓信省令第百三十九号）第二条の規定の例により、次のように電気用品の製造を免許する。
昭和三十三年十二月二十日
氏名または名称 主たる営業所の所在地
電氣用品の種類 製造免許番号

奥井電機産業合資会社 神戸市兵庫区西出町一三一番五号 小型電動機 第三四九五号
西野電機工業株式会社 八尾市大字北本六一六三 小型変圧器 第三四九六号

森林大臣 三浦 一堤

[illegible]